

かけがえのない 家族の笑顔は 県民交通災害共済から

## 「平成27年度 県民交通災害共済」 加入受付のお知らせ

交通事故で災害を受けた方に見舞金を給付する平成27年度「県民交通災害共済」の加入受付を行います。

**共済期間**／4月1日～平成28年3月31日

※平成27年4月1日以降の加入は、申込日の翌日から平成28年3月31日までとなります。

**請求期間**／事故日の翌日から2年以内

**対象となる交通事故**／共済期間中に国内の道路上などで起きた自動車、バイク、自転車などが関係する人の死傷

**見舞金**／死亡…100万円、傷害…2～30万円など

**共済会費**／一般…900円、中学生以下…500円

**申込方法**／会費を持参のうえ、生活安全課または各支所・出張所へ直接

**申込期間**／2月2日(月)から

※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 生活安全課(☎826-1111 内線2298)

## 市税滞納一掃宣言

～税負担の公平性を確保するために～

### 差し押さえた不動産の公売を実施します

公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況および関係公募などの確認をお願いします。税務関連職員、公売財産を所有する滞納者、公売の参加制限を受けた方は買受人となることができません。

### ◆会場公売

**入札日時**／2月19日(木) 午後2時～2時30分

※入札の説明会を午後1時40分から行います

**会場**／市役所本庁舎 第3会議室

◎公売物件などの詳細は、お問い合わせください。

### 【1月の納税】

**税目**／市県民税(4期)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(7期)

**納期限**／2月2日(月)

### 【1月の休日納税・休日納税相談】

**とき**／1月25日(日) 午前9時～午後4時

**ところ**／納税課(市役所本庁舎1階)

☎ 納税課(☎内線2359、2333)

# 平成26年分の確定申告について

所得税、復興特別所得税、贈与税の申告および納付の期限は3月16日(月)、消費税、地方消費税の申告および納付の期限は3月31日(火)です。土浦税務署では、確定申告会場を下記のとおり設置します。また、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すると自宅で確定申告書などが作成できますので、ご利用ください。



☎ 土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内「0番」を選択)

### 確定申告相談会場

**期間**／2月12日(木)～3月16日(月) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)

※2月22日、3月1日の日曜日は開設します。

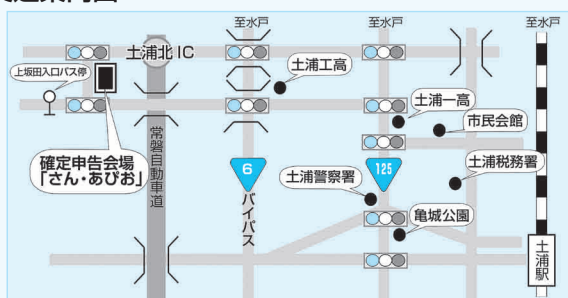
**会場**／新治ショッピングセンター「さん・あびお」2階

**相談内容**／所得税および復興特別所得税・個人事業者に係る消費税など・贈与税の申告書の作成および提出

※相談の際は、所得金額や所得控除の金額が分かる書類(源泉徴収票など)をお持ちください。

◎開設期間中は、土浦税務署庁舎での申告相談は実施せず、申告書の提出、申告書用紙や納付書の交付、現金納付の業務のみとなります。

### 交通案内図



### 申告時の注意点

#### ①復興特別所得税【所得税の確定申告をされる方】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。復興特別所得税の額は、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

#### ②改正消費税法【消費税の確定申告をされる方】

平成26年4月1日から消費税率が8%(内地方消費税1.7%)に変更されました。平成26年分の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて課税取引を事前に適用税率ごと区分し、それを基に計算する必要があります。

#### ③公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には確定申告書の提出が必要です。